

## 埼玉県総合リハビリテーションセンター ESCO 事業提案募集要項

平成 15 年 1 月

埼 玉 県

## 埼玉県総合リハビリテーションセンターに係る ESCO 事業提案募集要項・目次

1	募集の趣旨	1
2	事業概要	1
	(1) 事業の名称	1
	(2) 事業方式	1
	(3) 事業内容	1
	(4) 事業場所	2
	(5) 業務の範囲	2
	(6) 事業スケジュール	2
3	応募条件	2
	(1) 応募者	2
	(2) 応募者の役割	2
	(3) 応募者の資格	3
	(4) 応募資格の制限	3
	(5) 応募に関する留意事項	4
4	事業者選定の流れ	5
	(1) 応募者	5
	(2) 応募資格要件の確認	5
	(3) 最優秀及び優秀提案の選定	5
	(4) 詳細協議	5
	(5) 事業者の選定	5
	(6) 事務局	5
	(7) ESCO 提案募集予定スケジュール	5
5	審査及び審査結果の通知	10
	(1) 審査	10
	(2) 審査の流れ	11
	(3) 審査結果の通知及び公表	11
	(4) 失格	11
	(参考) 提案募集審査のスケジュール	12
6	提示条件	13
	(1) 事業の遂行	13
	(2) 事業資金計画等	13
	(3) 制度上の措置並びに支援	13
	(4) 設計・施工に関する事項	13

(5) ベースライン及び削減保証額の設定 .....	14
(6) ESCO サービス料の支払い等 .....	15
(7) 運転及び維持管理に関する事項 .....	17
(8) 計測・検証に関する事項 .....	18
(9) その他 .....	18
7 事業の実施に関する事項 .....	18
(1) 誠実な業務遂行義務 .....	18
(2) 契約期間中の県と事業者との関わり .....	18
(3) 県と事業者との責任分担 .....	19
表 予想されるリスクと責任分担 .....	20
8 ESCO 提案提出書類・作成要領 .....	22
(1) ESCO 提案時の提出書類 .....	22
(2) 作成要領 .....	22
9 配付資料 .....	24
10 契約に関する事項 .....	25
(1) 契約の手順 .....	25
(2) 契約の概要 .....	25
11 用語の定義 .....	26

## 1 募集の趣旨

埼玉県（以下「県」という。）では、埼玉県総合リハビリテーションセンターに ESCO(Energy Service Company)事業を導入し、省エネルギーの推進及び環境負荷の低減、さらに光熱水費の効果的な削減を図るため、本事業を『民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律』（平成 11 年法律第 117 号）に基づく特定事業（以下「PFI 事業」という。）として、民間のノウハウ、資金、経営能力及び技術的能力を活用することを基本とし、民間事業者からの提案により、施設の省エネルギー改修を実施する計画である。

本募集の目的は、優れたノウハウを生かした設計・施工、事業資金計画、運転管理方針及び維持管理等に関する一括提案（以下「ESCO 提案」という。）を公募し、最も優れていると考えられる提案を選定するものである。

本事業が来年度に予算化された場合、最も優れている提案を行った事業者（以下「優先交渉権者」という。）は、県とシェアード・セイビングス（民間資金活用型 ESCO 事業）契約（以下「契約」という。）の締結に向けて協議し、合意に至れば契約事業者（以下「事業者」という。）として契約を締結し、本事業を実施する。

なお、予算化がされなかった場合は、ESCO 提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなる。

また、本募集要項と、これまでに公表している「実施方針」等の内容に相違がある場合は、本募集要項の規定が優先する。

本募集要項の内容は、最終契約の一部となるものとする。

## 2 事業概要

### (1) 事業の名称

埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO 事業

### (2) 事業方式

本事業の方式は、BOT 方式とする。事業者は、当該施設における省エネルギーの推進及び環境負荷の低減、さらに光熱水費の効果的な削減を図るため、事業開始から終了までの期間、優れたノウハウを生かし、自らの資金で設計及び施工を実施し、設備機器の所有並びに運転・維持管理を行う。

### (3) 事業内容

ア 事業者は、県と結ぶ契約を基に、設計・施工した省エネルギー改修設備等（以下「ESCO 設備」という。）により、契約期間内、ESCO 設備の運転管理及び維持管理、光熱水費削減額の保証、省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含む包括的サービス（以下「ESCO サービス」という。）を県に提供する。

イ 事業者は、契約期間内、ESCO 設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

ウ 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、県の利益及び省エネルギー効果を保証する。

エ 事業者は、ESCO 設備及び県の既存設備等に関する運転管理方針を示し、事業者及び県は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理方針に基づき各々の運転管理を行う。

オ 事業者は、契約期間終了後、設置した ESCO 設備を、県へ無償譲渡する。

(4) 事業場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター  
埼玉県上尾市西貝塚 1 4 8 - 1

(5) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- ア 省エネルギー改修に関する設計・施工及びその関連業務
- イ 工事に関連する手続き業務及びその関連業務
- ウ 県への ESCO サービス提供業務
- エ ESCO 設備の運転及び維持管理業務
- オ ESCO 設備及び既存設備の運転管理に関するアドバイス業務
- カ 省エネルギー量の計測・検証業務
- キ 光熱水費削減額の保証業務
- ク 契約期間終了時、ESCO 設備の所有権移転業務

(6) 事業スケジュール

次のスケジュールで事業を行う。

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| ア 契約期間          | 事業者の提案による（ただし、最大 15 年とする。） |
| イ 予算の県議会承認      | 平成 15 年 2 月定例会             |
| ウ 優先交渉権者の選定     | 平成 15 年 3 月 31 日           |
| エ 補助金申請         | 平成 15 年 5 月                |
| オ 契約の締結         | 平成 15 年 8 月                |
| カ 設計・工事・試運転調整期間 | 契約締結日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日   |
| キ ESCO サービス開始期日 | 平成 16 年 4 月 1 日            |

### 3 応募条件

(1) 応募者

- ア 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ(複数の企業の共同)とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を 1 社選定する。
- ウ 参加表明時、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等にかかる諸手続を行う。
- オ なお、ESCO 提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、県と協議をした上で合意を得る必要がある。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担する。
  - (ア) 事業役割： 県との契約等諸手続を行い（県との対応窓口）事業遂行のすべての責を負う。
  - (イ) 設計役割： 設計に関する業務及び監理に関する業務をすべて実施する。
  - (ウ) 建設役割： 建設に関する業務をすべて実施する。

- イ 事業役割を担う企業、設計役割を担う企業、建設役割を担う企業が異なる場合には、適正な委託契約又は請負契約を締結し、県に報告する。
- ウ 事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を県に提出する。  
なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、県に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。また、事業役割の構成企業のうち1社が、代表者として県との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。
- エ 下請け業者又は協力事業者の選定にあたっては、県内業者を優先して選定するものとする。

### (3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

- ア 応募者は、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ 応募者は、各種対策によりエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。
- ウ 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。
- エ 事業役割を担う構成員は、省エネルギー保証を伴うESCO事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。事業役割を担う構成員が複数である場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。
- オ 設計役割を担う構成員は、建築物若しくは建築設備の改修に係る提案を行う者であるため、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士（熱又は電気）のいずれかの資格者が所属する者であること。
- カ 建設役割を担う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気又は管工事に係る監理技術者が所属する者であること。
- キ 建設役割を担う構成員は、省エネルギー改修工事を行わなければならないため、建設業法第3条第1項の規定により提案内容に該当する項目の特定建設業の許可を受けた者であること。
- ク 建設役割を担う構成員は、県の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

### (4) 応募資格の制限

次に掲げるものは、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定に該当する者
- ウ 本募集要項の配布の日以後に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている者
- エ 本募集要項の配布の日以後に、埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外を受けている者
- オ 本募集要項の配布の日以後に、建設業法第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- カ 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者

- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- ク 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申し立てをしている者又は申し立てをなされている者（ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者であっても更正計画を許可された者又は指名競争入札参加資格の再認定がなされた者については、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをされなかった者とみなす。）
- ケ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者
- コ 本事業の協力者等、本事業に係わった者  
なお、応募者はコの者から本提案に関する援助を受けてはならない。

(5) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとする。原則として提出書類の返却はしないが、県は、提出者に無断で本 ESCO 提案募集以外の目的において、提出書類を使用したり情報を漏らしたりすることはない。なお、事業者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で県に帰属するものとする。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、事業者が負うものとする。

エ 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めた時はこの限りではない。

ク 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は ESCO 提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は ESCO 提案書を無効とする。

#### 4 事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「3 応募条件」で定める応募資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者に対し、提案書の提出を文書等で要請する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

学識経験者及び県で構成する総合リハビリテーションセンターESCO 事業提案検討選定会議(以下「検討選定会議」という。)において、提案の中から最優秀提案を1件及び優秀提案を数件選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は、優先交渉権者となり、本事業が平成15年度に予算化された場合、以降の詳細診断の実施、包括的エネルギー管理計画(最終提案)書の作成及び契約書の作成に関する諸条件について、県と詳細協議を進める。なお、この際の協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行われるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は県と詳細協議を行い、協議が整えば予定価格の範囲内で、随意契約を締結する。  
なお、協議が整わない場合、県は、優秀提案を行った数社の範囲内において、次順位の者を優先交渉権者とし詳細協議を行う。

(6) 事務局

本ESCO提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口 : 埼玉県総務部管財課設備担当  
住所 : 〒336-8501 埼玉県さいたま市高砂3-15-1  
電話 : 048-830-2596(設備担当)  
FAX : 048-830-4736

(7) ESCO提案募集予定スケジュール

ア 日程

ESCO提案の募集及び選定は、次の日程で行う。

(ア) 本募集要項配付	平成15年1月14日(火)～20日(月)
(イ) 説明会開催	平成15年1月16日(木)
(ウ) 募集要項等に関する質問受付	平成15年1月16日(木)～20日(月)
(エ) 募集要項等に関する質問回答	平成15年1月22日(水)
(オ) 参加表明書及び資格確認書類の受付	平成15年1月27日(月)～28日(火)
(カ) 参加資格確認結果及び提案要請書の送付	平成15年2月4日(火)
(キ) 現場ウォークスルー調査(*1)	平成15年2月7日(金)



(ク) 提案書の受付	平成 15年 3月 6日(木) ~ 7日(金)
(ケ) 優先交渉権者等の選定、結果公表	平成 15年 3月 31日(月)
(コ) 事業者との契約、結果公表	平成 15年 8月

\*1：現場ウォークスルー調査の内容は、現地視察、資料説明、質疑等である。

## イ 手続き

### (ア) 説明会の開催

参加表明書受付の前に、本募集要項に関する説明会を開催する。

- a 日時 平成 15年 1月 16日(木) 午後 1時 30分 ~ 3時 30分
- b 場所 (財) 埼玉県県民健康センター(1F 大会議室)  
〒336-0007 さいたま市浦和仲町 3 - 5 - 1  
電話：048 - 824 - 4801  
FAX：048 - 834 - 3804

### (イ) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者及び応募者の構成員は、次により参加表明書及び必要書類を提出する。

- a 日時 平成 15年 1月 27日(月) から平成 15年 1月 28日(火)  
午前 10時から正午及び午後 2時から 4時まで
- b 場所 (財) 埼玉県県民健康センター(3F 小会議室)  
〒336-0007 さいたま市浦和仲町 3 - 5 - 1  
電話：048 - 824 - 4801  
FAX：048 - 834 - 3804

### c 提出書類

次の提出書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け各 2部提出する。

- (a) 参加表明書(様式第 2号、代表者のみ)
- (b) 委任状(様式第 3号、必要な場合のみ)
- (c) グループ構成表(様式第 4号、グループで参加の場合のみ)
- (d) 構成員間の契約書又は覚書等(グループで参加の場合のみ)
- (e) 特定子会社等の構成計画書(特定子会社設立予定の場合のみ)
- (f) 履行保証書(様式第 5号、任意提出)
- (g) 印鑑証明書(受付日前 3か月以内に発行された正本)
- (h) 商業登記簿謄本(受付日前 3か月以内に発行されたもの、写し可)
- (i) 納税証明書(最新決算年度のもの、写し可)
- (j) 財務諸表(最新決算年度のもの、写し可)
- (k) 会社概要(営業所一覧含む。)
- (l) 有資格技術職員内訳表(様式第 6号)
- (m) 各資格者免許証(各代表 1名分、写し可)
- (n) 総括責任者・主任技術者表(様式第 7号)
- (o) 監理技術者免許証(写し可)
- (p) 企業状況表(様式第 8号)
- (q) 経営事項審査結果通知書(受付日前 1年 7か月以内のもの、写し可)

- (r) 特定建設業の許可証明書（写し可）
- (s) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第9号）
- (t) ESCO 関連事業実績契約書（写し可）

d 提出書類作成要領

応募者及び応募者の構成員は、以下の書類を各1通ずつ提出すること。各提出書類には、必ず書類番号を記した表紙を付けること。なお、参加表明書、グループ構成表、特定子会社等の構成計画書はグループとして1通提出すること。

(a) 参加表明書（様式第2号）

(b) 委任状（様式第3号）

当該ESCO事業において代理人を置く場合のみ提出すること。

(c) グループ構成表（様式第4号）

応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割）を明確にすること。

(d) 構成員間の契約書又は覚書等

(c)のグループ構成表を提出し、グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を提出すること。

(e) 特定子会社等の構成計画書

ESCO提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

(f) 履行保証書（様式第5号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

(g) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。ただし、登録印鑑の変更をした場合には、変更後の証明書を提出すること。

(h) 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3か月以内に発行されたもの（写しでも可能）。

(i) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつとしたもの。事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること（写しでも可能）。

(j) 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表をとじたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること（写しでも可能）。また、応募者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書（報告書を作成していない場合は、税務申告書）の写しを併せて提出すること。その他、本ESCO事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

(k) 会社概要（様式第6～8号）

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等（設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数、有資格技術職員内訳表（様式第6号）総括責任者・主任技術者表（様式第7号）企業状況表（様式第8号）等）の項目を網羅したものを1部としたもの。その他、本 ESCO 事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式のあるものについては、様式に従い作成することとするが、上記の内容をすべて含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

(l) 各資格者免許証

有資格技術職員の内、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(m) 監理技術者免許証

建設役割会社における監理技術者の免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(n) 経営事項審査結果通知書

審査基準日が、受付日前1年7か月以内のもので、申請書の許可番号、代表者名等が経営事項審査時より変更があって異なる場合は、変更後の許可証明書を提出すること（写しでも可能）。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

(o) 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」の許可証明書を提出すること（写しでも可能）。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

(p) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第9号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を作成する。なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めること。

- ・事業件名 : 契約書上の正確な名称を記載する。
- ・発注者 : 発注者名を記入する。
- ・受注形態 : 単独又はグループの別を記入する。
- ・契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入する（単位千円）。
- ・契約年月日 : 契約締結日を記入する。
- ・契約期間 : 契約始期及び終期を記入する。
- ・施設の概要 : 施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入する。
- ・主な契約内容 : 対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングス又はシェアード・セイビングス）、保証の有無、計測・検証の有無も明記する。

(q) ESCO 関連事業実績契約書

(p)に記載された契約を証明できるもの（各契約書における契約年月日と契約者の押印部分のコピー、設計概要書、及び主な契約内容（保証の内容等）の説明書等）を提出すること。

(ウ) 資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は、平成 15 年 2 月 4 日(火)に文書で、県から応募者(代表者)に郵送及び F A X で通知する。資格が確認された場合は、併せて提案要請書を送付する。なお、資格確認の基準日は、結果通知の前日の平成 15 年 2 月 3 日(月)とする。

(エ) ESCO 提案書の提出

提案要請書を送付された応募者は、現場ウォークスルー調査(1 日間)に参加後、次の手順により現場ウォークスルー調査結果及び県が提供する「9 配付資料」に示す資料を基に、「8 ESCO 提案提出書類・作成要領」に従い ESCO 提案提出書類を作成し、関連資料も併せて提出すること。

なお、現場ウォークスルー調査の詳細については、提案要請書と併せて通知する。

a 日時 平成 15 年 3 月 6 日(木)から平成 15 年 3 月 7 日(金)

午前 10 時から正午及び午後 2 時から 4 時まで

b 場所 (財) 埼玉県県民健康センター(3F 小会議室)

〒336-0007 さいたま市浦和仲町 3 - 5 - 1

電話 : 0 4 8 - 8 2 4 - 4 8 0 1

FAX : 0 4 8 - 8 3 4 - 3 8 0 4

c ESCO 提案提出書類

(a) ESCO 事業資金計画書

(b) ESCO 技術提案書

(c) ESCO 設備維持管理提案書

(d) 計測・検証方法提案書

(e) 運転管理方針提案書

(f) 緊急時対応方法提案書

(g) 主要機器等の設置箇所提案書

(h) 提案総括表

(オ) 質問及び回答

本要項及び資料に関する質問は、次により行う。

a 質問の方法

質問は、質問書(様式第 1 号)により、1 問につき質問書 1 枚を使用し、複数の質問がある場合には様式をコピーして使用すること。なお、電話、口頭は不可とし、持参、郵送、又は F A X とする。F A X による提出の場合にあつては、着信を電話にて確認することとし、未着の場合の責任は応募者に属するものとする。

b 受付期間

平成 15 年 1 月 16 日(木)~平成 15 年 1 月 20 日(月) (必着)

持参の場合は、午前 10 時から正午及び午後 2 時から 4 時まで

c 場所

埼玉県総務部管財課設備担当

〒336-8501 埼玉県さいたま市高砂 3 - 1 5 - 1

電話 : 0 4 8 - 8 3 0 - 2 5 9 6 (設備担当)

FAX : 0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 3 6

d 回答

回答は埼玉県（総務部管財課）ホームページで公表し、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(カ) 参加を辞退する場合

提案要請された応募者が以降の参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第 10 号）を 1 部、平成 15 年 2 月 28 日（金）までに県へ提出すること。

## 5 審査及び審査結果の通知

### (1) 審査

検討選定会議は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理方針」等について、総合的に ESCO 提案書の審査を行い、最優秀提案 1 件、及び優秀提案数件を選定する。なお、審査においては次の事項を重視する。

#### ア 財政的評価事項

- (ア) 15 年間の利益総額が大きいこと。(\*1)
- (イ) 契約期間中の各年の県利益がある程度見込まれること。
- (ウ) 光熱水費削減保証額が高いこと。
- (エ) 資金調達計画が信頼できること。
- (オ) 契約期間が可能な限り短いこと。
- (カ) ESCO 事業に係る補助金等の可能性の提案があること。

#### イ 環境的評価事項

- (ア) 対象建物全体の省エネルギー率が 14%以上であり、省エネルギー効果が十分にあること。
- (イ) 二酸化炭素排出の削減効果が高い等、地球温暖化対策に有効であること。

#### ウ 技術的評価事項

- (ア) 技術提案に具体性・妥当性があること。
- (イ) 提案による工事施工が施設の運営・業務に支障のないこと。
- (ウ) 提案に独自性や特殊なノウハウが含まれること。
- (エ) 既設機器の更新に係る改修が考慮されていること。
- (オ) 工事費用の算出が妥当であること。
- (カ) 維持管理、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること。
- (キ) 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、県に ESCO サービスの提供ができること。
- (ク) 契約期間終了後の対応について提案があること。
- (ケ) プレゼンテーションの内容が分かりやすいこと。

\*1: 応募者が提案する事業期間にかかわらず、すべての提案について、ESCO 設備導入後 15 年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15 年間の光熱水費削減額 - 契約期間中の ESCO サービス料の総額」であり、光熱水費削減額の算出の基準となるベースラインは、過去 3 年間の光熱水費支出の単純平均値とし各社同一とする。ただし、妥当な計算方法を明示した上、独自に算出したベースラインによる計算を併記することができるものとする。

## (2) 審査の流れ

ESCO 提案の審査に当たっては、以下の要領で行う。

- ア 応募者からの提案書類を基に企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績等から、提案内容の実行能力を審査する。
- イ 上記の審査結果に従い、総合得点の最も大きい提案をした最優秀提案者を優先交渉権者とする。その他、上位数社を次選交渉権者として順位を付して選出する。
- ウ 審査の過程において、事前にプレゼンテーションの実施を求める場合がある。

## (3) 審査結果の通知及び公表

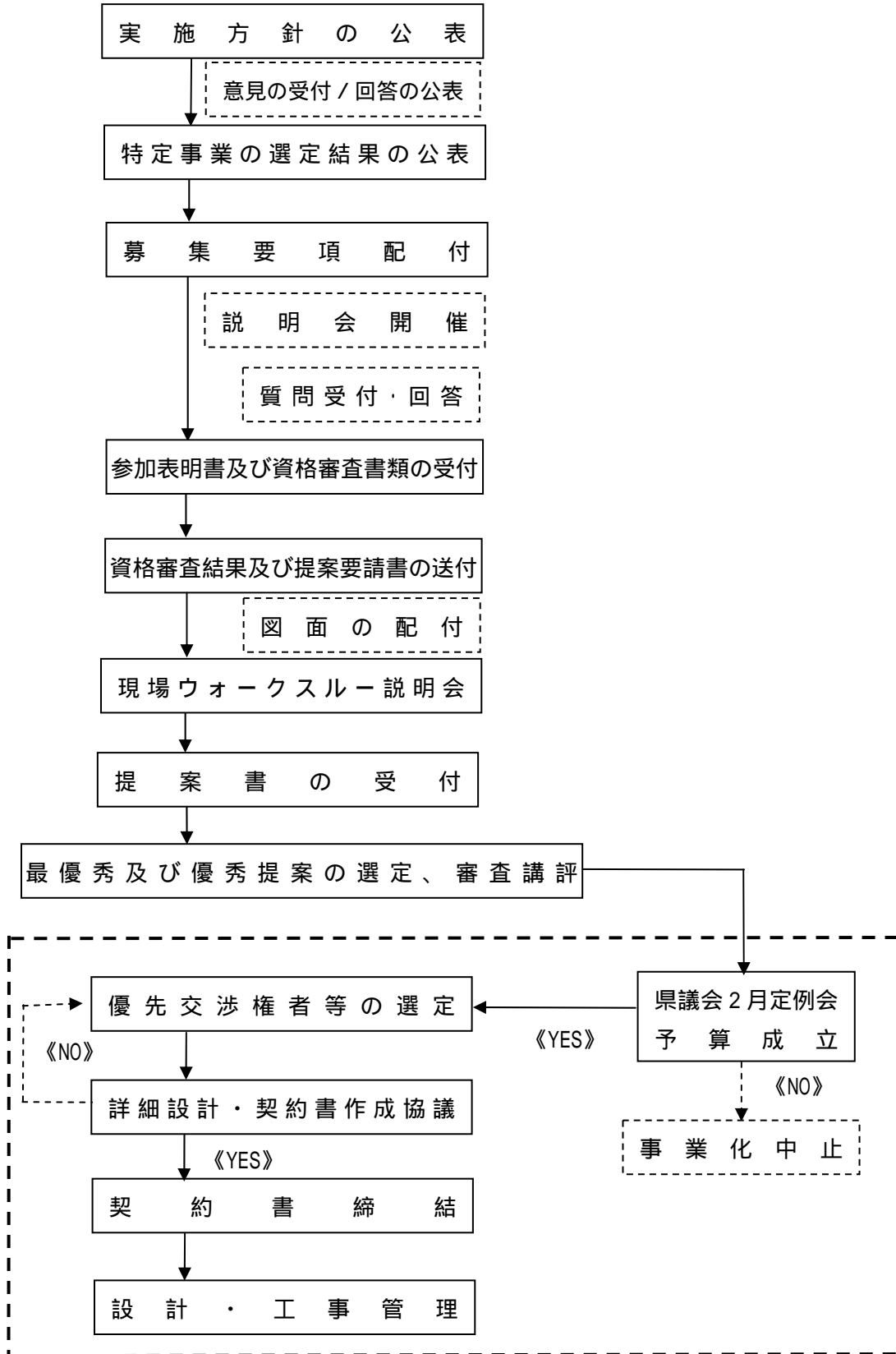
- ア 審査の結果は文書で通知する。原則として、電話等による問い合わせには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ウ 審査結果を講評としてまとめ、埼玉県（総務部管財課）ホームページで公表する。

## (4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本要項に違反すると認められる場合

(参考) 提案募集審査のスケジュール



## 6 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 提案提出書類を作成すること。

### (1) 事業の遂行

ア 平成 16 年 3 月 31 日までに省エネルギー改修工事等（試運転調整を含む。）を完成させ、平成 16 年 4 月 1 日から ESCO サービスの提供を開始すること。

イ 「2 事業概要(5)業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

### (2) 事業資金計画等

ア 提案する省エネルギー改修に要する費用の全額を事業者が負担し、県は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に基づき債務負担行為を設定し、本事業に必要な ESCO サービス料を契約期間にわたり毎年度均等に支払う。

イ 経済産業省等の省エネルギー改修に係る補助金の申請等については、優先交渉権者は、県と協議の上、省エネルギー関連の補助金の申請等の諸手続を行う。なお、県が行う場合は、申請等の諸手続に関する協力を行う。

### (3) 制度上の措置並びに支援

ア 県は、事業者に対し、法制上及び税制上の措置、並びに財政上及び金融上の特段の支援・優遇措置を行わないものとする。

イ 県は、事業者に対する補助、出資等の支援は行わないものとする。

### (4) 設計・施工に関する事項

次に示す施設概要データの他「9 配付資料」に示される資料を参考に、建物設備概要、エネルギー消費実績、省エネルギー診断、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修費用、光熱水費削減額、計測・検証手法を示す ESCO 技術提案書を作成すること。

#### 施設概要データ

ア ESCO 事業実施箇所	埼玉県総合リハビリテーションセンター 埼玉県上尾市西貝塚 1 4 8 - 1
イ 敷地面積	40,785 m <sup>2</sup>
ウ 建物延床面積（附属棟は除く）	32,026 m <sup>2</sup>
（ア）A 棟	11,043 m <sup>2</sup>
（イ）B 棟	4,079 m <sup>2</sup>
（ウ）C 棟	2,600 m <sup>2</sup>
（エ）D 棟	2,305 m <sup>2</sup>
（オ）E 棟	1,463 m <sup>2</sup>
（カ）F 棟	10,536 m <sup>2</sup>
エ 建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部、鉄筋コンクリート造）



(ア) A 棟	地下 1 階、地上 5 階
(イ) B 棟	地上 3 階
(ウ) C 棟	地下 1 階、地上 1 階
(エ) D 棟	地下 1 階、地上 2 階
(オ) E 棟	地上 2 階
(カ) F 棟	地下 1 階、地上 5 階
オ 関連施設	
附属棟等	600 m <sup>2</sup>
カ 建物竣工年月	
(ア) A 棟	昭和 56 年 12 月
(イ) B 棟	昭和 56 年 12 月
(ウ) C 棟	昭和 56 年 12 月
(エ) D 棟	昭和 59 年 9 月
(オ) E 棟	昭和 59 年 9 月
(カ) F 棟	平成 5 年 10 月
キ 用途区域等	
用途区域	市街化調整区域 無指定

(5) ベースライン及び削減保証額の設定

ア ベースラインの設定

応募者は、県から提供される過去 3 年間のエネルギー消費量及び上水道使用量の単純平均値に県が別途に示す単価を用いて算定した金額を、各社統一の改修計画の基礎となる応募時ベースラインとする。ただし、詳細診断を基にした包括的エネルギー管理計画書の作成時には、優先交渉権者が独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとする。その際は、外気温、稼働率、施設の使用方法、エネルギー単価の変化等によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、県と合意する必要がある。

イ 光熱水費削減予定額及び削減保証額の設定

(ア) 応募者は、技術提案の内容に従い、計算方法等を明示した上で省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出し、これを「削減予定額」とする。

(イ) 応募者は、「削減予定額」の範囲内で、最低限保証する「削減保証額」を示すこと。この際、「削減保証額」の設定は、必ず ESCO サービス料を上回るように設定しなければならない。なお、「削減予定額」から「ESCO サービス料」を減じたものを「県の利益」とし、「削減保証額」から「ESCO サービス料」を減じたものを「県の保証利益」とする。

(6) ESCO サービス料の支払い等

ア 支払期間

応募者の提案する契約期間とする（ただし、最長 15 年とする。）

イ 支払方法

(ア) 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、県と事業者の別途協議によるものとする。

(イ) 事業者は、適正に ESCO サービス料を算定し県に請求する。

(ウ) 県は、当該各年度において、事業者の請求に基づき ESCO サービス料を支払う。

ただし、実現する光熱水費削減額が削減保証額を下回る場合には、当該年度分の ESCO サービス料は、「削減保証額 - 実現した光熱水費削減額」分が減額されるものとする。

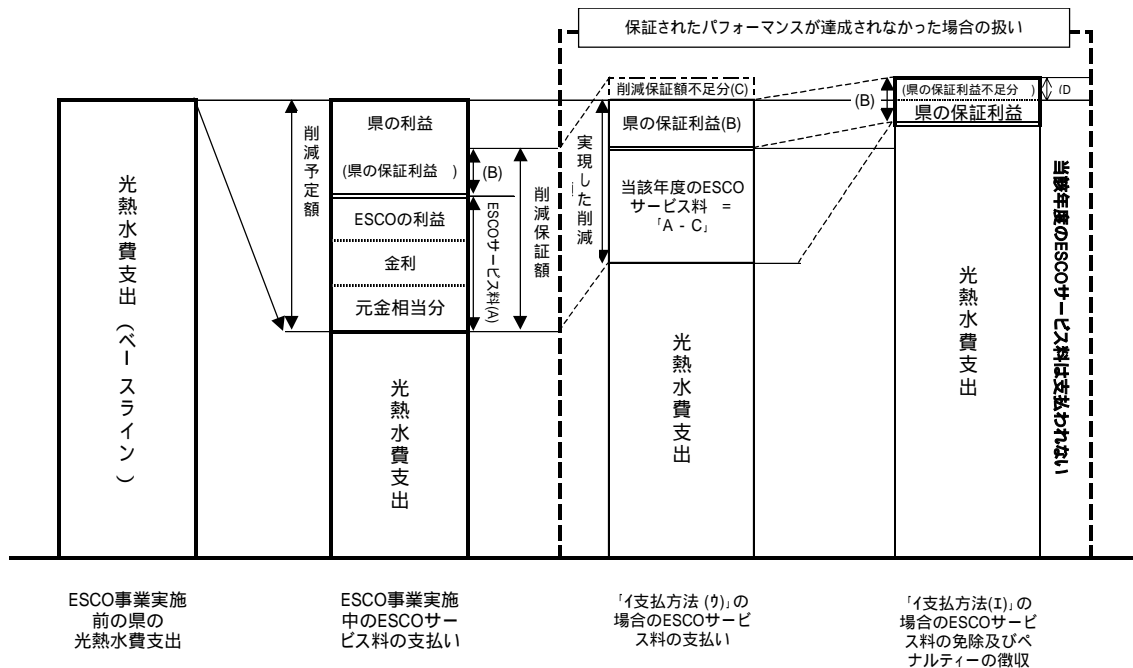
(エ) 「実現した光熱水費削減額 - 県の保証利益」が 0 又は負の値となる場合は、当該年度分の ESCO サービス料は支払われないものとする。なお、事業者は、上記の場合において、「実現した光熱水費削減額 - 県の保証利益」が負の値となった場合は、「当該年度に要した光熱水費 + 県の保証利益」から契約で定めたベースラインの額を減じた額を県に支払うものとする。

ただし、事業者の申し出を受け県が妥当と判断した場合、ベースラインの見直しに係る要件に該当する時は、上記の限りではない。

(オ) 支払いは、埼玉県財務規則によるものとする。

(カ) ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、事業者との協議の上、契約書で定めるものとする。

図 ESCO サービス料の支払い方法



注)ただし、図中の「県の利益」は、当初に応募者が提示するものとする。

#### ウ ESCO サービス料の総支払額

ESCO サービス料の総支払額は、以下に示す元金相当費用、金利及び事業者の利益を加えた額とする。

##### (ア) 元金相当費用

- a 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書作成及びその関連業務にかかる費用
- b 省エネルギー改修工事及びその関連業務にかかる費用
- c 設備維持管理にかかる費用
- d 計測・検証にかかる費用
- e 既存設備以外の新たに導入した設備に関する運転管理にかかる費用
- f 契約にかかる経費（なお、印紙代は事業者負担とする。）
- g 租税（税種別に示す。）
- h その他、本 ESCO 事業に伴う経費（必要な調査費用等）

##### (イ) 金利

- a 金利は、応募者の提案による。
- b 固定金利で、商取引上妥当な数字を提案するものとする。

##### (ウ) 事業者の利益

応募者の提案により、毎年度一定額に設定する。

## エ 光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

- (ア) 当該年度の光熱水費のベースラインが、外気温や来院者数、入院者数、使用居室数・面積、医療機器容量や稼働率、エネルギー価格等の著しい変動、運転管理方法の著しい変更等のベースラインの見直しに係る要件(以下「ベースライン変動要因」という。)に該当する時は、事業者の申し出を県が妥当と判断した場合、ベースラインの調整を行い、改めて県と事業者の協議のもと、保証額を見直すことができる。
- (イ) ベースライン変動要因に基づいたベースラインの見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料を作成し、県と協議を行い承諾を受けなければベースラインの調整を行うことはできない。
- (ウ) 事業者は、ベースラインの見直しの詳細について別途計算方法等を示すこと。

## オ ESCO サービス料に係る債権の取り扱い

ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。

## (7) 運転及び維持管理に関する事項

### ア 運転管理方針の提示

事業者は、ESCO 設備及び県の既存設備に関する最適な「運転管理方針」を作成し、県の承諾を受けること。事業者及び県は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理方針に基づき、ESCO 設備に関しては事業者が、既存設備に関しては県が運転管理を行うものとする。なお、事業者は、県の同意のもとに、必要に応じて既存設備に関する運転状況を調査し、県の運転管理が適切でない場合は、県に対して助言及び適切な運転管理の指導を行うことができる。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要なアドバイスを適宜行い、県と運転方法について協議することができる。

### イ ESCO 設備の維持管理

事業者は、県に ESCO 設備の維持管理計画書を提出し承諾を受け、ESCO 設備の維持管理を自らの責任と負担で行う。事業者は、ESCO 設備の維持管理状況について、毎年度、県に報告しなければならない。その維持管理が計画どおりでなく、若しくは不十分である時、県は事業者に対して必要なメンテナンスを命ずることができる。

### ウ 行政財産の使用許可手続

事業者は、ESCO 設備等の設置に伴い、行政財産の使用許可手続が必要な場合、所定の使用料の支払い等について、県と協議することができる。

(8) 計測・検証に関する事項

ア 計測・検証手法

事業者は、光熱水費削減による県の利益を保証しなければならず、提案により示した光熱水費削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するため、適切な計測・検証手法を県に提示し承諾を受け、契約期間中、ESCO 設備の計測・検証を行う。

イ 計測・検証結果

事業者は、計測・検証結果を毎年度、随時県に報告する。

ウ 報告への疑義

事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、県は、第三者に依頼して計測・検証を行うことができる。この結果が事業者によるものと著しく乖離する時は、県は、事業者に対し、その費用を要求することができる。この際、事業者は新たな計測・検証手法を県に提示した上で、県と協議を行い合意する必要がある。

(9) その他

優先交渉権者は、詳細診断終了後、ESCO 提案書に基づき包括的エネルギー管理計画書（最終提案書、今回の提案には不要）を作成するが、県は、包括的エネルギー管理計画書に盛り込む提案内容について、指示したり要請するようなことはない。県と詳細協議で合意した包括的エネルギー管理計画書に疑義が生じた場合は、県と優先交渉権者の両方で誠意をもって協議する。なお、ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が著しく乖離する場合、県は次選交渉権者との契約交渉を開始する。この際、交渉権を失った優先交渉権者が行った包括的エネルギー管理計画書の作成に係る経費を、県に請求することはできない。また、この要項に定めるほか、ESCO 提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合は、各応募者に通知する。

## 7 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配付資料及び契約書等に基づき、誠実に業務を遂行する。

(2) 契約期間中の県と事業者との関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行される。また、県は契約に定める方法により、事業実施状況について確認を行う。

### (3) 県と事業者との責任分担

#### ア 基本的考え方

応募者が自ら有する省エネルギー改修に関するノウハウを最大限に発揮し、光熱水費削減等を図るための ESCO 提案は、事業者選定の最大の根拠であり、信頼性のあるものでなければならない。このため、ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者のみが負担しなければならない。ただし、異常気象や施設の運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うこととする。

#### イ 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、原則として次の表によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、ESCO 提案を行うこと。なお、現段階で分担が決定されていないもので、県が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、別途協議を行う。

#### ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

県と事業者は、契約書において、事業の継続が困難となった場合を想定し、その事由毎に責任の所在と対応方法を定める。

#### エ 税制リスクに対する考え方

税制リスクの負担関係については、下記のとおりとする。

##### (ア) 消費税

消費税は事業者が販売する物品・サービスの価格に含めて次々と転嫁され、最終的に物品・サービスを購入しサービスの提供を受ける者が負担する税である。そのため、消費税に関するリスクはサービス料の支払者が負担する。

##### (イ) 消費税以外の税

法人税等は、法人の企業活動によって得られる所得に対する課税であったり、地域社会の費用を多数のもので負担するための課税であり、本来的に事業者負担の税である。このため、法人税率等が引き下げられる等のプラスのリスクも含めて、法人税等に関するリスクは事業者が負担する。

##### (ウ) 税の新設

税の新設がなされた場合、当該新税がサービスを享受するものが支払うべき税である場合にはサービス料の支払者が負担し、地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが支払うべき税である場合には事業者が負担する。これに該当しない場合は、県及び事業者が協議し負担する。

表 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			県	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの		
	提案書の誤り	提案書で提示されたエネルギーの削減が達成できない場合		
	第三者賠償	調査・建設・維持管理による騒音・振動等による場合		
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		
	制度の変更	消費税の変更にに関するもの		
		収益目的の事業実施に伴う税、消費税以外の税に関するもの		
	事業の中止・延期	県の指示によるもの		
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		
		施設の建設に必要な許可等の遅延によるもの		
県の不注意等による施設の建設に必要な許可等の遅延によるもの				
事業者の事業放棄、破綻等によるもの				
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期		
	物価	急激なインフレーション・デフレーション (設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。)		
	設計変更	県の提示条件、指示及び判断の不備によるもの		
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		
	応募コスト	応募コストの負担に関するもの		
	資金調達	必要な資金の確保に関するもの		
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期		
	物価	急激なインフレーション・デフレーション (建設費に対して影響のあるもののみを対象とする。)		
	設計変更	県の提示条件、指示及び判断の不備によるもの		
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		
	工事費増大	県の指示・承諾による工事費の増大		
		事業者の指示・判断の不備による工事費の増大		
	性能	仕様不適合(施工不良を含む。)		
一時的損害	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害			
支払関連	サービス料金支払いの変動	サービス料金の変動に係る事務手続き		
	支払遅延・不能	県に起因する支払いの遅延・不能によるもの		
		利益の修正等のために支払いが遅延する場合		
		計測・検証報告の遅延により支払いが遅延する場合		
		ペナルティーの支払いの遅延・不能によるもの		
	金利	市中金利の変動		
瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任			

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			県	事業者
維持管理関連	計画変更	用途の変更、県の責による事業内容の変更に関するもの		
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費の増大		
	立ち入り許可	施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行		
	設備の損傷	県の故意・過失又は県設備に起因するESCO設備への損傷		
		その他の原因によるESCO設備の損傷		
施設損傷	事業者の故意又は、ESCO設備に起因する事故・火災による県施設の損傷			
	上記以外の事故・火災による県施設の損傷			
計測・検証	機器の不良	省エネルギー機器が所定の性能を達成しない場合		
	計測・検証	計測・検証の虚偽報告		
		計測・検証に必要な県からの情報提供の遅延・不能によるもの		
	光熱水費単価	光熱水単価の変動		
	ベースライン調整	県施設・機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更		
上記以外の変動要因の場合				
保証関連	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		
		仕様不適合による施設・設備への損害、県施設運営・業務への障害		



## 8 ESCO 提案提出書類・作成要領

### (1) ESCO 提案時の提出書類

ESCO 提案提出書類は、様式第 11 号の提案提出書により提出書類の構成を示した上で、以下の各提出書類に表紙をつけ、各 6 部提出する。

ア 提案提出書	(様式第 11 号)
イ 提案書表紙(各提案書用 7 種類)	(様式参考 2)
ウ ESCO 事業資金計画書	(様式第 12 号~第 17 号の 2)
エ ESCO 技術提案書	(様式第 18 号~第 25 号)
オ ESCO 設備維持管理提案書	(様式第 26 号)
カ 計測・検証方法提案書	(様式第 27 号)
キ 運転管理方針提案書	(様式第 28 号)
ク 緊急時対応方法提案書	(様式第 29 号)
ケ 主要機器等の設置箇所図提案書	(様式第 30 号)
コ 提案総括表	(様式第 31 号)

なお、提案書の各ページの下中央に通し番号を記すとともに、右下に県が送付した提案要請書に記載されている提案要請番号が記入できる欄を作成し、「(2)作成要領 ア 一般的事項(ウ)」に基づき作成すること。「ウ ESCO 事業資金計画書」及び「エ ESCO 技術提案書」の作成要領は、「(2)作成要領」に個別に示す。また、「オ ESCO 設備維持管理提案書」、「カ 計測・検証方法提案書」、「キ 運転管理方針提案書」、「ク 緊急時対応方法提案書」及び「ケ 主要機器等の設置箇所図提案書」の作成は、各様式の項目に従い、各応募者の書式によるものとする。

### (2) 作成要領

#### ア 一般的事項

- (ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。なお、原則としてフォントは MS 明朝体 10.5 ポイントで統一すること。
- (イ) ロゴマークの使用を含めて、応募者名(構成員を含む)等が分かる表記を避ける。
- (ウ) 各提案書類については、以下の 2 種類を用意すること。
  - a 各書類の右下に、県から送付された提案要請書に記載されている提案要請番号を記載したもの。ただし、住所、会社名、氏名等の表示はしないこと。(各 1 部)
  - b 各書類の右下の「提案要請番号」の箇所を空欄としたもの。(各 5 部)
- (エ) 各提案書には、様式参考 2 により、上記(ウ)の a 及び b のとおり 2 種類の ESCO 提案書表紙をそれぞれ付し、A4 縦長左針金とじにより提出すること。

#### イ ESCO 事業資金計画書

次の(ア)~(エ)に関しては、様式第 12 号~第 17 号の 2 に従い作成し、(オ)に関しては、各応募者の書式に従い作成するものとする。消費税に関しては、金額に含む、含まないを明記しておくこと。なお、(イ)~(エ)に関しては、予定する補助金の有無別に示すこと。さらに、既設機器の更新に係る改修分とそれ以外の工事費用を区分し

て提案することとする。

(ア) 費用等積算書

a 工事費積算書

「6 提示条件(6)ウ(ア)元金相当費用」に示したものを積算し、様式第 13 号の 2～4 を例に、営繕積算システム RIBC と同等の書式で作成し、単価の根拠を明らかにすること。金利及び応募者の経費も明示して計上すること。

b 費用等積算表(元金相当費用一覧)

様式第 14 号により、「6 提示条件(6)ウ(ア)元金相当費用」に示した元金相当費用の積算と、その積算根拠を示したものを提出すること。

(イ) 契約期間償還表

様式第 15 号の ESCO 事業収支計画表により、契約期間内の償還表を作成し、提出すること。

(ウ) 長期収支計画表

様式第 16 号により、契約期間中及び契約終了後においての、15 年間の収支計画及び資金計画を各項目ごとに示したものを提出すること。

(エ) 資金計画表

様式第 17 号の 1～2 により、資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、その他資金調達手法、過去の借入実績を示したものを提出すること。また、金融機関からの借入れをする場合は、予定する金融機関との協議状況を記載すること。

なお、利用可能な補助金を明記すること。

ウ ESCO 技術提案書

(ア) 省エネルギー改修提案の概要を、改修項目ごとに改修箇所、制御方法、費用、省エネルギー効果、光熱水費削減効果、二酸化炭素排出削減効果、ベースライン消費量、削減額と削減保証額及び算定根拠等を様式第 18 号～25 号により提出すること。

(イ) 騒音・振動等の発生の予想される工法・機器等の設置については、その減音対策・防振対策や予想騒音値・振動値を根拠を付して記述すること。

(エ) エネルギーに関する計算については、電気は、10.256MJ/kWh、ガスは、13A 46.054MJ/Nm<sup>3</sup>の一次換算で行うこと。また、二酸化炭素排出削減量を算出する際のベースラインの二酸化炭素排出量は全電力平均で計算すること。

(オ) すべての省エネルギー改修による二酸化炭素排出量削減分についても、全電力平均として計算すること。ただし、コージェネレーションの導入を考慮する場合は、コージェネレーションの発電量に相当する二酸化炭素排出量のみ火力平均で計算し、その値を二酸化炭素排出削減量とする。コージェネレーション導入によるガス等の使用量をコージェネレーション導入による二酸化炭素排出量の増分として計上する。また、ガス空調に関しては火力平均で計算する。計算に使用する原単位は以下のとおり。

a 電気(全電力平均): 0.357kgCO<sub>2</sub>/kWh

b 電気(火力平均): 0.602kgCO<sub>2</sub>/kWh

c 都市ガス: 2.15kgCO<sub>2</sub>/m<sup>3</sup>

- d 灯油 : 2.51kgCO<sub>2</sub>/l
- e 重油 A : 2.77kgCO<sub>2</sub>/l

工 ESCO 設備維持管理提案書  
様式第 26 号の項目に従い、各応募者の書式で作成する。

才 計測・検証方法提案書  
様式第 27 号の項目に従い、各応募者の書式で作成する。

力 運転管理方針提案書  
様式第 28 号の項目に従い、各応募者の書式で作成する。

キ 緊急時対応方法提案書  
様式第 29 号の項目に従い、各応募者の書式で作成する。

ク 主要機器等の設置箇所図提案書  
様式第 30 号の項目に従い、各応募者の書式で作成する。

ケ 提案総括表  
様式第 31 号の項目に従い作成する。

## 9 配付資料

提案要請書と併せて応募者に送付される配付資料は次のとおりとする。

- (1) 施設概要
- (2) 過去 3 年間の月別光熱水費（電気、ガス、水道）及び使用量  
供給約款形態
- (3) 竣工図（電気、衛生、空調）
- (4) 設備稼働状況データ

## 10 契約に関する事項（予算化された場合）

### (1) 契約の手順

優先交渉権者と県は、予算成立後、契約締結のための手続きを行う。

### (2) 契約の概要

#### ア 対象者

埼玉県及び事業者

#### イ 締結時期

平成 15 年 8 月（予定）

#### ウ 契約の概要

募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、県が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び運転・維持管理に関する業務内容や保証金額、支払方法等を定める。また、県と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記する。

## 11 用語の定義

本募集要項で使用する用語の解釈は、次のとおりとする。

- (1) 応募者  
本募集要項に基づき参加表明を行い、応募資格要件を満たすことが確認され、県から提案要請を受けた民間事業者
- (2) 優先交渉権者  
ESCO 提案審査の結果、最優秀提案者となり、契約の締結へ向けて県と協議を行う優先交渉権を有する応募者
- (3) 次選交渉権者  
ESCO 提案審査の結果、優秀提案者となり、県と優先交渉権者との協議が成立しなかった場合、優先交渉権者に替わり、新たに県との協議を開始する応募者
- (4) 事業者  
県と契約を締結する優先交渉権者又は次選交渉権者
- (5) 契約  
県と事業者が締結するシェアード・セイビングス（民間資金活用型 ESCO 事業）契約
- (6) ESCO 提案  
設計・施工、事業資金計画、運転管理方針及び維持管理等に関する包括的な提案
- (7) ESCO 設備  
事業者が、県と結ぶ契約に基づき、設計・施工した省エネルギー改修設備等
- (8) ESCO サービス  
ESCO 設備の運転管理及び維持管理、光熱水費削減額の保証、省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含む包括的サービス
- (9) 検討選定会議  
総合リハビリテーションセンターESCO 事業提案検討選定会議の略称
- (10) PFI 事業  
民間資金等の活用による公共建築物等の設備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日 法律第 177 号）で定める特定事業
- (11) BOT 方式  
民間事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、一定期間、管理・運営を行い、事業期間終了後、公共に施設を移転する PFI 事業

参考資料

埼玉県総合リハビリテーションセンター光熱水使用量

平成13年度実績

項目	使用量	単位	契約種別	備考
電気	4,501,232	kWh	業務用電力	契約電力 1,250kW
ガス	606,007	m <sup>3</sup>	時間帯別B契約	主に冷房用
水道	62,690	m <sup>3</sup>		
灯油	173,600	L		主に暖房用

様式第 1号

## 質 問 書

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋義彦 様

提出者：

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

電 話 番 号

F A X 番 号

埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO 事業提案募集要項に関して、  
次のとおり質問します。

質問内容：

質問は、簡潔かつ具体的に記入する

質問事項は、この用紙1枚につき1件とする

グループでの参加を予定する場合は、代表者が、構成員の質問事項をとりまとめて提出すること

( 頁 / 質問総数 頁 )

《様式参考 1》

参加表明時必要書類一覧

No.	提出書類	備考
—	<u>参加表明書（様式第2号）</u>	代表者
	委任状（様式第3号）	必要な場合
	グループ構成表（様式第4号）	グループで参加の場合
	構成員間の契約書又は覚書等	グループで参加の場合
	特定子会社の構成計画書	特定子会社設立予定の場合
	履行保証書（様式第5号）	任意提出
—	<u>印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行された正本）</u>	全社
—	<u>商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの、写し可）</u>	全社
—	<u>納税証明書（最新決算年度のもの、写し可）</u>	全社
—	<u>財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）</u> （ が提出される場合は関係会社のものも併せて提出）	全社
—	<u>会社概要（様式第6～8号）</u> （ が提出される場合は関係会社のものも併せて提出）	全社
—	<u>各資格者免許証の写し（表・裏）</u>	（各代表1名分で可）
—	<u>監理技術者免許証の写し（表・裏）</u>	建設役割会社
—	<u>経営事項審査結果通知書（受付日前1年7か月以内のもの、写し可）</u>	建設役割会社
—	<u>特定建設業の許可証明書の写し</u>	建設役割会社
—	<u>ESCO 関連事業実績一覧表（様式第9号）</u>	代表会社
—	<u>ESCO 関連事業実績契約書の写し</u>	代表会社

上記太字は必須書類。

上記必要書類を各1通ずつA4判ファイルにとじること。

表には会社名、事業名明記のこと。



様式第 2号

## 参加表明書

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋義彦 様

申請者：(〒 - )

所在地 (\*1)

(ふりがな)

商号又は名称 (\*2)

(ふりがな)

代表者氏名 (代表者印)

電話番号 ( - - )

FAX番号 ( - - )

下記事業の ESCO 提案書に基づく選定について関心がありますので、必要な関係書類を添えて、参加の希望を表明します。

なお、地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項及び埼玉県財務規則第 91 条の規定に該当しない者であること並びに本書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

事業名称：埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO 事業

\*1:建設業法上の主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を( )書で上段に記載

\*2:グループで参加の場合は、グループの代表企業名

様式第 3号

委 任 状

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋義彦 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名 (印)

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受 任 者 所 在 地  
役 職 名  
氏 名 (印)

記

(委任事項)

\_\_\_\_\_

受 任 者 使 用 印 鑑

様式第 4号

## グループ構成表

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋義彦 様

事業名称：埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO 事業

標記事業の提案書に基づく選定の参加に関しまして、以下の構成員で申請いたします。

なお、各構成員とも地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項及び埼玉県財務規則第 91 条の規定に該当しない者であることを誓約します。

代表者：

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

電話番号

F A X 番号

担当業務内容 [ 事業実施 ・ 設計業務 ・ 建設業務 ]

その他グループ構成員：

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担当業務内容 [ 事業実施 ・ 設計業務 ・ 建設業務 ]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担当業務内容 [ 事業実施 ・ 設計業務 ・ 建設業務 ]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担当業務内容 [ 事業実施 ・ 設計業務 ・ 建設業務 ]

様式第 5号

## 履 行 保 証 書

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋義彦 様

は、 が埼玉県上尾市に所在する埼玉県総合リハビリテーションセンターに関する ESCO 事業提案が最優秀提案として採用され、最終的に埼玉県と  
が ESCO 契約を締結した場合、 に係る ESCO 事業の遂行を保証いたします。

万一、提案者である において、ESCO 事業の遂行に支障のある場合には、  
は保証人として責任を持って事業を遂行し、埼玉県総合リハビリテーションセンターの運営に支障を及ぼさないために、埼玉県と が締結した ESCO 契約に基づく一切の義務を引き継ぎ、誠意を持って迅速に履行することを誓約します。

保 証 人  
所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
F A X 番 号

(代表者印)

有資格技術職員内訳表

有資格技術職員内訳			人 数		合 計
建 築 工 事	一級建築士		人		
	一級建築施工管理技士		人		
	二級建築施工管理技士	建築	人	小計_____人	
		躯体	人		
		仕上げ	人		
	管理技術者		人		
	その他(*1)		人		
電 気 工 事	一級電気工事施工管理技士		人		
	二級電気工事施工管理技士		人		
	管理技術者		人		
	その他(*1)		人		
管 工 事	一級管工事施工管理技士		人		
	二級管工事施工管理技士		人		
	管理技術者		人		
	その他(*1)		人		
技 術 士	建設	人	小計_____人		
	電気・電子	人			
	機械	人			
	衛生工学	人			
エ ネ ル ギ ー 管 理 士	熱	人	小計_____人		
	電気	人			
建築設備士		人			
その他(*1)		人		人	

(提案要請番号： )

\*1：その他については、可能な範囲で具体的に記入すること

総括責任者・主任技術者表

分 担 氏名・年齢	実務経験年数 資 格	業 務 実 績				過去に従事したESCO事業等の 類似業務の実績			
		施設名称	構造・規模	完成又は 完成予定	立 場	業務名	規模 ・構造	立場	完了年
総括責任者	経験年数 年		m <sup>2</sup>	年 月					
氏名	資格の種類：		m <sup>2</sup>	年 月					
			m <sup>2</sup>	年 月					
年齢 才			m <sup>2</sup>	年 月					
担当 主任技術者	経験年数 年		m <sup>2</sup>	年 月					
氏名	資格の種類：		m <sup>2</sup>	年 月					
			m <sup>2</sup>	年 月					
年齢 才			m <sup>2</sup>	年 月					
担当 主任技術者	経験年数 年		m <sup>2</sup>	年 月					
氏名	資格の種類：		m <sup>2</sup>	年 月					
			m <sup>2</sup>	年 月					
年齢 才			m <sup>2</sup>	年 月					
担当 主任技術者	経験年数 年		m <sup>2</sup>	年 月					
氏名	資格の種類：		m <sup>2</sup>	年 月					
			m <sup>2</sup>	年 月					
年齢 才			m <sup>2</sup>	年 月					

(提案要請番号： )

注) 立場とは、その業務における役割分担をいい、総括責任者、担当主任技術者、担当技術者の別を記入する

## 企業状況表

住 所	
商号または名称	
代 表 者 名	
建設業許可番号	
経営事項審査点数 (総合評点)	
ISO 9000 シリーズ 認証取得状況	( 認証部署等 ) ( 適用規格 ) ( 審査登録機関 ) ( 登録番号 )
地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の 規定に該当する。	有 無 ( 有の場合の理由 )
埼玉県財務規則第 91 条の規定により県の 競争入札に参加させないとされている。	有 無 ( 有の場合の理由 )
本募集要項の配布の日以後に、埼玉県建設 工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱 に基づく指名停止を受けている。	有 無 ( 有の場合の理由 )
本募集要項の配布の日以後に、埼玉県建設 工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除 外を受けている。	有 無 ( 有の場合の理由 )
本募集要項の配布の日以後に、建設業法第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営 業停止の処分を受けている。	有 無 ( 有の場合の理由 )
商法第 381 条第 1 項の規定による会社の整 理の開始を命ぜられている。	有 無 ( 有の場合の理由 )
民事再生法第 21 条の規定による民事再生 手続の申し立てをしている。	有 無 ( 有の場合の理由 )
会社更生法第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定 による更生手続開始の申し立てをしている 又は申し立てをなされている。	有 無 ( 有の場合の理由 )

(提案要請番号： )

注) 必要事項を記入し、対応する部分には を付ける。

### E S C O 関 連 事 業 実 績 一 覧 表

事業件名	発注者	受注形態	契約金額 (千円)	契約年月日	契約期間	施設の概要			主な契約内容				
						用途	構造・ 規模面積	工事完 了年月	対象機器	対象建物 全体の省エ ネ率	パ <sup>o</sup> フォーマンス契約の有無 と種類(キ <sup>ャ</sup> ランティド <sup>・</sup> / シェアド <sup>・</sup> )	保証の有 無	計測・検 証の有無
								年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
								年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
								年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
								年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
								年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
								年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
								年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
								年月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無

(提案要請番号: \_\_\_\_\_)

注1) 受注形態の欄には、単独、JVの別を記入する。

注2) 構造は、構造種別-地上階数/地下階数を記述する。(例: RC-5/1)

注3) ESCO事業におけるパ<sup>o</sup>フォーマンス契約とは、省エネルギー改修による経費削減分で全ての経費を賄う契約であり、

その中で、キ<sup>ャ</sup>ランティド<sup>・</sup>セ<sup>ー</sup>ビ<sup>ン</sup>グス契約では実際の金融負担を発注者が負い、シェアド<sup>・</sup>セ<sup>ー</sup>ビ<sup>ン</sup>グス契約はESCO事業者が実際の金融負担を負う形態とする。

注4) 上記の各契約を証明できる書類を添付すること。



様式第 10号

## 参加辞退届

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋義彦 様

所在地

商号又は名称(\*1)

代表者氏名

(代表者印)

電話番号

FAX番号

事業名称：埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO事業

提案要請番号：

標記事業への提案書に係る選定の参加を以下の理由により、辞退します。

提案辞退理由：

\*1:グループで参加を申請していた場合は、グループの代表企業名

様式第 11号

## 提 案 提 出 書

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋義彦 様

提出者名（企業名又はグループの代表企業名）:

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

（代表者印）

- 1 事業名称：埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO 事業
- 2 提案要請番号：

標記事業に関しまして、下記の提案書類を提出いたします。

記

- （ 1 ） ESCO 事業資金計画書
- （ 2 ） ESCO 技術提案書
- （ 3 ） ESCO 設備維持管理提案書
- （ 4 ） 計測・検証方法提案書
- （ 5 ） 運転管理方針提案書
- （ 6 ） 緊急時対応方法提案書
- （ 7 ） 主要機器等の設置箇所図提案書
- （ 8 ） 提案総括表

事務担当責任者氏名

所属 職名

電 話

F A X 番 号

## (様式参考 2)

### ・提案書表紙(A4版)の記載方法

(1)提案要請番号

右下すみに「                   」を記述して下さい。(文字の大きさ:ゴシック,10ポイント程度)

(2)提案書名称

提案の種類毎に ～ の提案書名称を記述して下さい。

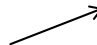
(文字の大きさ:太字,明朝 16ポイント程度)

(3)提出年月日

提出日を記入して下さい。(文字の大きさ: ,明朝 14ポイント程度)

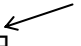
埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO 提案  
例: ESCO 事業資金計画書

(2)提案書名称



提出日 平成    年    月    日

(3)提出年月日



(1)———→ (提案要請番号:                    )

・提案書（A4版）の体裁

(1)提案要請番号

右下すみに「 」を記述して下さい。（文字の大きさ：ゴシック，10ポイント程度）

(2)通し番号

提案書本文の各ページ下部中央に通し番号を入れて下さい。（例： - ）

（文字の大きさ：ゴシック，10ポイント程度）

(3)本文

文字の大きさ：明朝 10ポイント程度

字数：40行×40文字程度

(3)本文

(2)各提案書番号 ページ番号 (1)

-1 (提案要請番号： )

様式第 12号

## ESC O 事業資金計画書

- 1 ESC O事業費用等積算書 (様式第 1 3号)
- 2 費用等積算表 (様式第 1 4号)
- 3 ESC O事業収支計画表 (様式第 1 5号)
- 4 長期収支計画表 (様式第 1 6号)
- 5 資金計画表 (様式第 1 7号)

(提案要請番号 : )

## ESCO事業費用等積算書

事業名称: 埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO事業

事業場所: 埼玉県上尾市西貝塚148 - 1

(提案要請番号: )

直接工事費 (種目別内訳書)

名称	数量	単位	金額	備考
計				

(提案要請番号: )

直接工事費 (科目別内訳書)

空調設備工事		機器設備工事		
名称	数量	単位	金額	備考
計				

(提案要請番号: )



直接工事費 (内訳明細書)

空調設備工事		配管設備工事		
名称	数量	単位	金額	備考
計				

(提案要請番号: )

様式第 14号

費用等積算表（元金相当費用一覧）

項目	金額(百万円)	積算根拠
詳細診断費		
設計費		
包括的管理計画書作成費		
関連業務費用		
工事費		
建築工事費		
衛生工事費		
電気工事費		
空調工事費		
小計		
工事監理費		
維持管理費		
計測・検証費		
運転管理費		
所有権移転費		
契約関連経費		
租税*1		
その他*2		
合計		

\*1:租税については、固定資産税や法人税等、税種別に記載すること

(提案要請番号: )

\*2:その他については、可能な範囲で具体的に記入すること

注1)各種工事費の合計金額と関連項目の金額が一致するように留意すること

注2)積算に当たり、作成した明細書があれば添付すること

注3)金額欄には消費税を含め、積算根拠の記載に当たっては、消費税額が分かるようにすること

ESC O 事業 収 支 計 画 表

( 補助金： 有 / 無、 金利： %、 ESCO契約期間： 年 )

平成(年度)	14	15	16	17	18	19	. . . . .	28	29	30	合計
			初年度	2年度	3年度	4年度		13年度	14年度	15年度	
光熱水費削減額											
光熱水費											
設計・工事費償還分											
金利償還分											
固定資産税											
運営管理費											
メンテナンス費											
法人税											
ESCO利益											
県の利益											
ESCOサービス料											

注1) その他の様式と関連のある項目の数値については整合を図ること

(提案要請番号: )

注2) A3横書きで作成する

注3) 固定資産税や法人税等、税種別に記載すること

注4) 可能な範囲で詳細に記入すること

注5) 予定する補助金の有無別に示すこと

注6) ESCO契約期間と使用する金利を明示すること

長期収支計画表 (補助金: 有/無)

(単位:千円)

科目	平成(年度)	16	17	18	19	20	21	ESCO契約終了年度 ...	30	合計
		1	2	3	4	5	6			
収支計画	収入計									
	ESCOサービス料収入									
	建設・工事費償還分+金利償還分									
	維持管理収入									
	計測・検証収入									
	運転管理収入									
	ESCO利益収入									
	租税*1									
	その他*2									
	支出計									
	維持管理費									
	計測・検証費									
	運転管理費									
	運営管理費*3									
建設・工事費償還分+金利償還分										
租税*1										
その他*2										
税引前当期損益										
税引後当期損益										
資金計画	資金需要									
	建設工事費等									
	借入金返済									
	その他									
	資金調達									
	当期損益									
	借入金									
	資本金									
	その他									
	当期資金過不足									
資金過不足累計										
借入残高										

\*1: 固定資産税や法人税等、税種別に記載すること

(提案要請番号: )

\*2: 可能な範囲で詳細に記入すること

\*3: 諸経費、人件費、保険料等、業務維持に必要な経費を記載すること

注1) その他の様式と関連のある項目の数値については整合を図ること

注2) 運営管理費、その他等の項目の算出根拠は別紙に明記すること

注3) A3横書きで作成すること

注4) 予定する補助金の有無別に示すこと

資金計画表（ 1 ） （補助金： 有 / 無）

1. 事業費の調達に関する考え方

自己資本と外部借入等の金額を記入する。資金調達企業毎の内訳も分かる形で記入すること。

事業費総額	百万円	資金調達企業主体名			
		自己資本	百万円	百万円	百万円
		外部借入等	百万円	百万円	百万円

2. 外部借入等について

外部借入等について、その内訳、借入条件等を記入すること。資金調達企業毎の内訳も分かる形で記入すること。

資金調達企業名 [ ]

外部借入等	百万円	民間金融機関		百万円
		借入条件 (借入時期、期間、金利、見直時期等)		
		政府系金融機関		百万円
		借入条件 (借入時期、期間、金利、見直時期等)		
		その他社債等		百万円
		発行条件 (発行時期、償還年限、表面利率等)		

現在検討している金融機関名或いは社債内容等について具体的に記入すること  
 予定する補助金の有無別に示すこと

(提案要請番号: )

資金計画表（ 2 ）

3. その他、資金調達手法として検討していることがある場合は記入する。

4. 過去の主な借入実績

本件事業において資金調達を予定している企業について、現在借入残高のある長期借入の金額とその借入条件等及び短期資金の借入条件を記入する。

資金調達企業名 [ ]

民間金融機関	百万円
借入条件 (借入時期、期間、金利、見直時期等)	
政府系金融機関	百万円
借入条件 (借入時期、期間、金利、見直時期等)	
その他社債等	百万円
発行条件 (発行時期、償還年限、表面利率等)	

金融機関名或いは社債内容等について具体的に記入すること

(提案要請番号: )

様式第 18号

## ESC O 技 術 提 案 書

- |   |                  |          |
|---|------------------|----------|
| 1 | 技術提案基本方針         | (様式第19号) |
| 2 | 建物設備カルテ          | (様式第20号) |
| 3 | 運転データ            | (様式第21号) |
| 4 | 建物エネルギー診断        | (様式第22号) |
| 5 | 省エネルギー手法         | (様式第23号) |
| 6 | 改修効果の試算          | (様式第24号) |
| 7 | 省エネルギー効果の計測・検証手法 | (様式第25号) |

(提案要請番号： )





様式第 20号

2. 建物設備カルテ

建物名称	埼玉県総合リハビリテーションセンター			所在地	埼玉県上尾市	
建物用途	公共			竣工年月	19 年 月	
	事務所ビル ホテル	病院 学校	デパート	改修年月	19 年 月	
建物構造	SRC RC S			階数	地下 階 地上 階	
				延床面積	m <sup>2</sup>	
電気設備	受電設備	契約種別	業務用電力		特別高圧電力	
		契約電力	KW	受電電圧	KV	
	発電設備 備考	容量	KW	蓄電設備	KVA	
空調設備	冷熱機器	電動冷凍機	ヒートポンプ	冷凍容量	RT	
		冷温水機(ガス、油)	吸収冷凍機	蓄熱槽	m <sup>3</sup>	
	温熱機器	蒸気ボイラー(ガス、油)	ヒートポンプ	加熱容量	MJ/h	
		温水ボイラー(ガス、油)		蓄熱槽	m <sup>3</sup>	
	空調方式	ダクト方式	単一ダクト(定風量)		各階ユニット	
			単一ダクト(変風量)			
	室内ユニット方式	ファンコイル	パッケージ空調機			
		ヒートポンプユニット				
省エネ対策	全熱交換器	外気冷房	排熱回収( )			
備考						
衛生設備	給水設備	高架水槽	圧力タンク	水槽	m <sup>3</sup>	
	給湯設備	貯湯槽	ガス湯沸器	電気湯沸器	加熱容量 MJ/h	
	備考					
室内環境						
使用状態						
運転管理						

(提案要請番号： )

様式第 21号

3. 運 転 デ ー タ

建物使用	月 ~ 月		時 ~ 時		h/年
冷房期間	月 ~ 月	冷房時間	時 ~ 時	運転時間	h/年
暖房期間	月 ~ 月	暖房時間	時 ~ 時	運転時間	h/年

年度	月	電気		ガス・油		水道水		備考
		KWh	千円	Nm3 , Kl	千円	m3	千円	
	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	計							
		光熱水費	円/kwh		円/Nm3 , Kl		円/m3	
	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	計							
		光熱水費	円/kwh		円/Nm3 , Kl		円/m3	
	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	計							
		光熱水費	円/kwh		円/Nm3 , Kl		円/m3	
適用料金	電力	契約種別		基本料金		従量料金		
	都市ガス	契約種別		基本料金		従量料金		
	油							
	水道			基本料金		従量料金		
	下水道					従量料金		

(提案要請番号 : )

4. 建 物 エ ネ ル ギ - 診 断

延べ床面積  m<sup>2</sup>

基準年度  年

年間エネルギー消費量

	電気[KWh]	ガス[Nm3]	油[Kl]	備考
照明・コンセント				
空調熱源				
空調・換気動力				
給湯				
その他				
合計				
エネルギー消費原単位 [KWh, Nm3, Kl / m <sup>2</sup> ]				

年間一次エネルギー消費量

[MJ/年]

	電気	ガス	油	合計	備考
照明・コンセント					
空調熱源					
空調・換気動力					
給湯					
その他					
合計					
エネルギー消費原単位 [MJ / m <sup>2</sup> ・年]					

年間光熱水費

[千円/年]

	電気	ガス	油	水道水	合計
光熱水費					
光熱水費原単位 [円 / m <sup>2</sup> ・年]					
光熱水費 [円 / KWh, Nm3, Kl, m3]					

エネルギー消費量評価

評価基準

省エネ目標予算


診断結果


(提案要請番号：  )

様式第 23号

5. 省エネルギー手法 (NO.\_\_\_\_)

**既存施設・新規ESCO施設**

(いずれかに を付ける)

**省エネルギー対策**

(一つの省エネルギー対策毎に本シート一枚を使用する)

項目	設備		建物		電気		空調		衛生	
内容										
仕様	改修前					改修後				

**エネルギー削減量**

項目	電気 [kWh]	ガス・油 [Nm <sup>3</sup> ・kl]	水道水 [m <sup>3</sup> ]	算定基準
改修前(基準年)				
改修後				
エネルギー削減量 —				

**光熱水費削減額**

項目	電気 [千円]	ガス・油 [千円]	水道水 [千円]	算定基準
改修前(基準年)				
改修後				
光熱水費削減額 —				

**改修費**

項目	数量	単価 [千円]	金額 [千円]	備考
合計				

(提案要請番号: \_\_\_\_\_)

6. 改修効果の試算

省エネルギー手法導入効果

改修内容	改修費	光熱水費削減額	単純回収年数	エネルギー削減率	光熱水費削減率	二酸化炭素排出削減効果
	[千円]	[千円/年]	[年]	[%]	[%]	[%]
既存設備						
	小計（既存設備に関して）					
ESCO設備						
	小計（ESCO設備に関して）					
合計（建物全体に対して）						

光熱水費削減保証

削減保証率 [%]
削減保証基準額 [千円/年]

改修による副次効果

項目	副次効果

年間エネルギー消費量

用途	改修前（基準消費量）				改修後（予測消費量）			
	電気[kWh]	ガス[Nm3]	油[kl]	水道水[m3]	電気[kWh]	ガス[Nm3]	油[kl]	水道水[m3]
照明・コンセント								
空調熱源								
空調・換気動力								
給湯								
その他								
合計								
1次エネルギー消費量 [MJ/年]								

様式第 25号

7. 省エネルギー効果の計測・検証手法

**省エネルギー効果の測定・検証法**

改修項目	省エネルギー効果の測定・検証手法	分類

**改修計画**

項目	内容
改修条件	
施工条件	
施工期間	

**総括**


**計測機器設置費**

項目	数量	単価 [千円]	金額 [千円]	備考
合計				

(提案要請番号： )

様式第26号

## ESC0設備維持管理提案書

### 内容

ESC0設備の維持管理業務に関する計画を示す。  
また、ESC0設備に関する維持管理費用は全て事業者の負担とする。  
書式の仕様は、原則A4縦（枚数は自由）

### 維持管理費見積書

項目	金額 [千円/年]	備考
合計		

注1) 毎年かかる経費を記入すること  
注2) その他の様式と関連のある項目の数値については整合を図ること

### その他特記事項

維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば記載する。  
書式の仕様は原則A4縦（1枚程度）とする。

（提案要請番号：                      ）

様式第 27号

## 計測・検証方法提案書

### 内容

提案により示した光熱水費削減予定額及び削減保証基準額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を示すこと。

書式の仕様は、原則A4縦（枚数は自由）

### 計測・検証費見積書

項目	金額 [千円/年]	備考
合計		

注1) 毎年かかる経費を記入すること

注2) その他の様式と関連のある項目の数値については整合を図ること

### その他特記事項

計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば記載する。

書式の仕様は原則A4縦（1枚程度）とする。

（提案要請番号： ）





様式第 29号

## 緊急時対応方法提案書

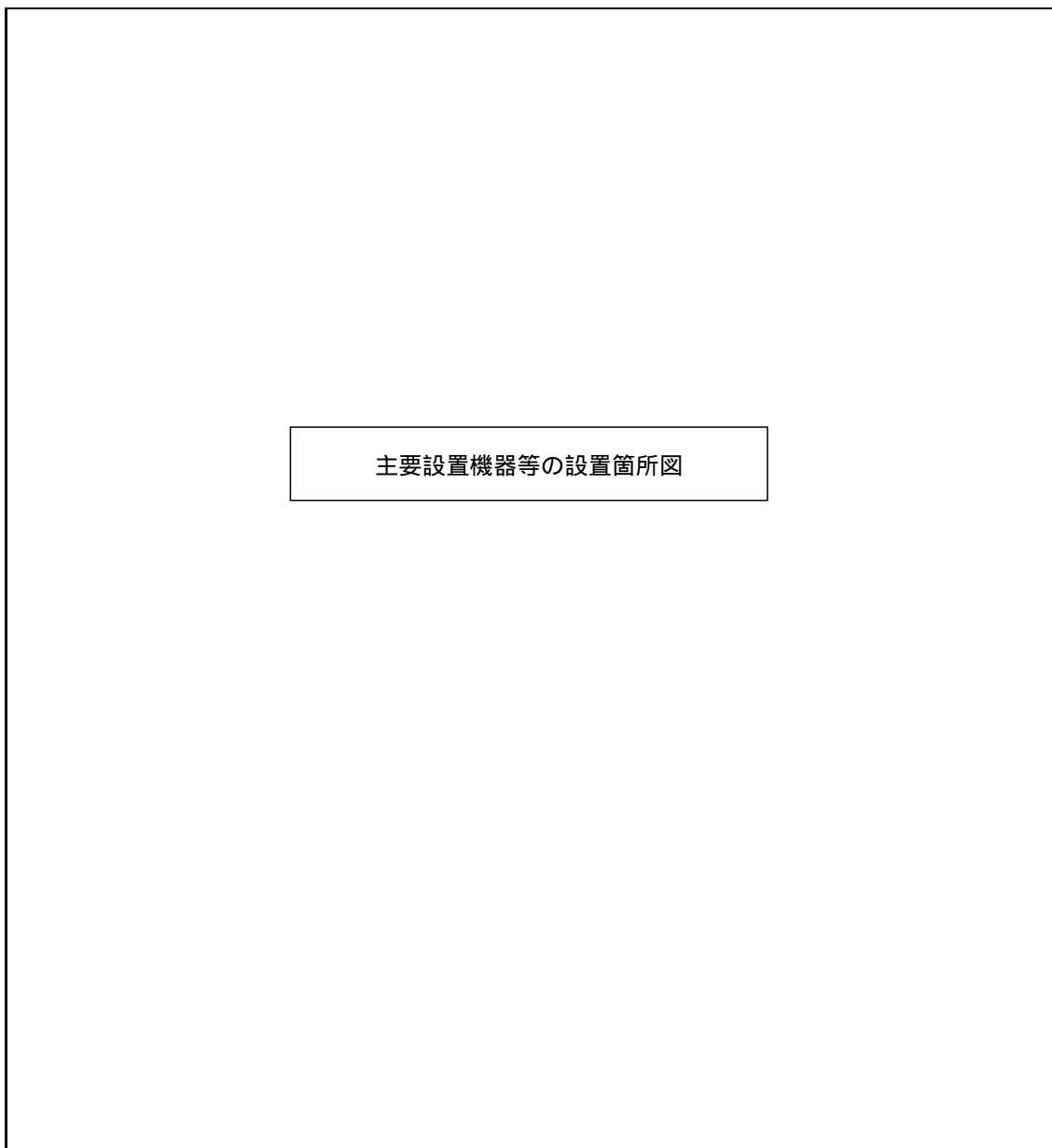
提案の安全性・信頼性・災害時を含む緊急時対応方法についての考え方を示す。  
書式の仕様は、原則A4縦（枚数は自由）

（提案要請番号： ）

様式第 30号

## 主要機器等の設置箇所図提案書

提案するESCO設備等の設置箇所図を示す。  
書式の仕様は自由。



主要設置機器等の設置箇所図

( 提案要請番号 : )

## 提案総括表

(本提案総括票に記載された内容につきましては、後日公表されることがありますので、ご了承下さい。)

	失格条件	記入欄	対応資料
(1)	対象施設の運営・業務への支障	*	様式第30号
(2)	提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急対応策	*	様式第29号
(3)	工事費用算出の妥当性	*	様式第13号

	評価項目	記入欄	対応資料
(1)	各年の利益	円/年	様式第15号
(2)	15年間の利益総額	円/15年	様式第16号
(3)	提案項目（具体的な省エネルギー導入手法項目）		様式第23号
	具体性・妥当性	*	
(4)	省エネルギー率	%	様式第24号
(5)	CO <sub>2</sub> 削減率	%	様式第24号
	CO <sub>2</sub> 削減量	kg-C/年	
(6)	NO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 、ばいじん、騒音等の環境性への配慮	*	様式第19号
(7)	削減保証額	円/年	様式第24号
(8)	資金調達計画	自己資金 ・ 借入 (金利: %) (借入先: )	様式第17号
	経営状況		(経営事項審査)
(9)	提案の独自性	*	様式第12～30号
(10)	既存機器の更新にかかる配慮	*	様式第23号
(11)	維持管理、計測・検証方法、運転管理方針の具体性・妥当性	*	様式第26～28号
(12)	品質管理、工事完了期限、設備引き渡しへの信頼性	*	様式第19号
(13)	ESCO契約期間	年	様式第15～16号
(14)	補助金等の可能性	*	様式第17号
(15)	ESCO契約期間終了後の対応への提案	*	様式第19号
(16)	提案のバランス	*	様式第12～30号

注：応募者は、\*に記入しないこと。

(提案要請番号： )